

## 公立大学法人宮城大学 中期計画

公立大学法人宮城大学は、グローバル化・ボーダレス化する社会において、人間性が豊かで、かつ、地域社会の発展に主体的に貢献できる資質と能力を持つ人材を育成するため、社会の要請や学生の多様なニーズにシなやかに対応できるような教育体制の構築を目指していく。

そのため、自治体や企業、関係団体等と連携し、地域の課題や産業の現場を教育材料としたフィールドワークの実施や、県内全域を学び場として活用する体験・体感型学修の展開など、学生自らが感性を研ぎ澄まし、体験・体感した事柄を能動的な思考によって智慧に昇華させる「アクティブ・ラーニング」重視の教育へと質の転換を図っていく。

さらには、地域に根差した公立大学の責務として、東北に息づく伝統・文化・風土を織り交ぜながら、新しい価値を創造する特長のある大学を目指していく。

### 第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標を達成するための措置

###### イ 学士課程

- (イ) 意欲を持って主体的に学修に取り組む学生を確保するため、大学の理念や学部ごとの目的、人材養成目標等に基づき、入学までに習得しておくべき内容・水準の明示を含めた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確化する。
- (ロ) オープンキャンパスや県内を中心とした高等学校訪問など積極的かつ効果的な広報活動により、アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果について幅広く周知する。
- (ハ) 入学者に関する基本的なデータベースの整備や入学後の追跡調査、高等学校との意見交換等によりデータを収集し、それをきめ細かく分析することによって、入学者選抜の改善に役立てる。
- (ニ) 社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ、受験生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する入学者選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。
- (ホ) 優秀な外国人留学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果、受入体制等を外国語で情報発信するほか、入学者選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。
- (ヘ) 外国人留学生を対象とした特別入学枠については、長期的な目標（30%）を視野に入れ、検討する。

###### ロ 大学院課程

- (イ) 高度な実践能力及び研究能力の修得を目指す意欲あふれる人材を受け入れるため、大学の理念や研究科ごとの目的、人材養成目標等に基づき、アドミッション・ポリシーを明確化する。
- (ロ) 積極的かつ効果的な広報活動により、アドミッション・ポリシーや大学の研究成果、指導体制、学位取得状況、修了後の活躍状況等について、学部卒業生（見込者を含む。）や社会人等に幅広く周知する。
- (ハ) 社会の動向を踏まえるとともに、職種転換、スキルアップ、学び直しなど、社会人の多様なニーズにも対応するため、入学者選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。
- (ニ) 優秀な外国人留学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーや大学の研究成果、指導体制、受入体制等を外国語で情報発信するほか、海外の連携大学との関係強化や入学者選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。
- (ホ) 適正な定員充足率を維持し、教育の質保証を実現するため、入学定員の在り方を含め、

大学院教育全般について不断に見直す。

## (2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

### イ 学士課程

#### (イ) 教育課程編成の基本方針

- ① 大学の理念や学部ごとの目的、人材養成目標等に基づき、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー）を明確化する。ディプロマ・ポリシーにおいては、課程修了に当たって修得しておくべき学修成果を明確に定める。
- ② 生涯にわたり学び続け、主体的に考える力を持ち、人間性豊かでグローバルな視点を備え、地域社会に貢献できる人材を養成するため、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき、共通教育（基盤教育）と専門教育から構成される体系的な教育課程を編成する。
- ③ 全ての授業科目において学生が到達すべき学修成果に関する目標（到達目標）を明確化するとともに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を展開する。
- ④ 地域の課題解決型の学修やフィールドワークなどを積極的に導入し、地域社会に貢献できる人材養成に資する。また、入学時から自らの将来像を展望できるよう、適切なキャリア形成科目を設定する。

#### (ロ) 共通教育（基盤教育）

- ① 豊かな人間性の形成と基礎的な科学力の向上を図り、自立した人間として必要な総合力形成の基礎を確立するため、体系的な教育課程を編成する。その際、入学者の状況を的確に把握し、高等学校段階までの学習内容の確認や復習を含む学修機会の提供を適切に行う。
- ② 大学での主体的な学びや生涯にわたる学びにつながる学修意欲の醸成と学修方法の修得を目的とした導入教育の充実を図る。
- ③ 学生がグローバル社会に対応し、広い視野を持てるよう、英語能力の向上を図るとともに、日本及び世界の国々の歴史や文化を深く理解するための教育課程を編成する。また、健康の増進や芸術性の涵養など社会人としての基盤となる幅広い知識や能力を養う。
- ④ 適切な情報処理能力及び的確な状況理解に基づくライティングやプレゼンテーションなど、人間としての自己表現力の向上を図る教育を充実する。

#### (ハ) 専門教育

##### 〔看護学部〕

共通教育（基盤教育）科目、専門基礎科目及び専門科目の相互関連性に配慮し、特に専門基礎科目と専門科目の各科目の教育内容を精選するとともに、実習等を含め、保健医療福祉の変化や地域社会のニーズに対応し、かつ、グローバルな視野を養う科目の新設を図るなどのカリキュラム改革を実施する。

##### 〔事業構想学部〕

地域社会の活性化、震災からの創造的復興、事業のイノベーションなど、新たな価値の創造を担う人材の育成に向け、体系的なカリキュラム改革を実施する。

##### 〔食産業学部〕

食材の生産、食品の製造・流通・消費及びリサイクル等幅広い「食産業」の実態に的確に対応できる能力を養うため、体系的なカリキュラム改革を実施する。

#### (ニ) 教育方法と成績評価

- ① 学ぶ意義を理解し学修意欲が向上するよう、アクティブ・ラーニングを積極的に取り

入れるとともに、少人数指導の実施やティーチング・アシスタント（TA）、ICT（Information and Communication Technology）の活用などによるきめ細かな教育によって学生の理解度向上を図る。

- ② 到達目標と成績評価基準を明確にし、GPA（Grade Point Average）による成績管理を適切に運用することにより、厳正で公正な成績評価を行うとともに、学生が自ら到達度を点検・自己評価できる仕組み（学修ポートフォリオ）を整える。

## ロ 大学院課程

### (イ) 教育課程編成の基本方針

- ① 大学の理念や研究科ごとの目的、人材養成目標等に基づき、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確化する。ディプロマ・ポリシーにおいては、課程修了に当たって修得しておくべき学修成果を明確に定める。
- ② カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき、学士課程における教育を基礎とし、それとの関係にも配慮しつつ、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人養成及び研究者養成のための教育課程を編成する。
- ③ 問題設定能力、調査分析能力及び問題解決能力を向上させるための教育を重視し、専門的課題に関する自立的な研究能力を高める。
- ④ 博士後期課程では、専門分野において新規性のある知見を体系化する能力を養い、地域社会や産業界とも連携して、社会を牽引する人材を養成する。

### (ロ) 各研究科

#### [看護学研究科]

学生が計画的な研究活動により課程の修了ができるように研究指導を強化する。指導方針を共有し、個別指導・小集団指導・大集団指導による教育・指導体制を一層強化する。

#### ① 博士前期課程

地域社会のニーズや保健医療福祉現場のニーズに対応した教育内容の充実を図る。

#### ② 博士後期課程

看護学分野において自立的な研究能力を養成するため、個々の学生の研究活動・論文作成の能力に応じた教育・研究指導体制の充実を図る。

#### [事業構想学研究科]

事業構想学は学際的な研究であることから、早期の複数指導体制を確立する。

#### ① 博士前期課程

事業構想に関する専門的な知識や技術を修得した高度専門職業人や研究能力を持つ者を養成する。

#### ② 博士後期課程

事業構想に関する高度な研究能力を持って専門的な業務に従事する者や自立的な研究能力を持つ研究者を養成する。

#### [食産業学研究科]

教育内容を定期的に見直し、教育課程上の課題を明確化することにより、必要な科目整備などを迅速に行うとともに、地域の公設試験研究機関との連携により、食産業学研究の活性化を図る。

#### ① 博士前期課程

高度で専門的な経営力、技術力、安全管理力、環境管理力、情報力等を備えた課題解決型の「イノベーション力」の修得を図る。

また、留学生募集を強化し、一部科目の英語による講義を開始する。

#### ② 博士後期課程

高度な研究能力を持って専門的な業務に従事する者や自立的な研究能力を持つ研究者・大学教員を養成する。

(ハ) 教育方法と成績評価

- ① 各研究科の人材養成目標を踏まえ、学士課程からの進学や社会人入学など学生の学修履歴も勘案して、適切に研究指導等を行う。
- ② 日本語及び英語をはじめとする外国語でのコミュニケーション能力や表現力を向上させ、論文執筆能力に加え、学会発表やディベートを行う能力を培う。
- ③ 成績評価基準を明確にし、公平で透明性のある評価を行うとともに、論文審査基準の明確化や外部委員の導入などにより、透明性・客観性のある厳正な学位審査を行う。

**(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

**イ 適正な教員配置**

- (イ) カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づき、学生にとって魅力のある教育課程を編成し、社会や時代が求める教育や産学連携ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるよう、より効率的な教員組織への再編と弾力的な教員配置の在り方を検討し、必要な改善を行う。
- (ロ) 様々な業績や経歴を有する優秀な人材を年齢や性別、国籍などのバランスに留意して幅広く確保するため、教員の選考は引き続き公募制を原則とし、選考基準や選考結果を公表する。
- (ハ) 教員の採用及び昇任の選考において、対象者の教育力、研究力、地域貢献、学内運営への取組姿勢等を審査するため、模擬授業、研究成果のプレゼンテーション、面接などの審査の在り方を検討し、必要な改善を行う。
- (ニ) 新たに大学院を担当する教員については、授業科目の内容に応じた教育研究業績や実務経験等を有する優れた教員を配置するための資格審査手続きを検討し、必要な改善を行う。

**ロ 教育及び教員の質の向上**

(イ) 教員評価

公平性・信頼性の高い教員評価を実現するため、評価実績を検証して教員評価に係る評価項目や評価方法等の見直しを行う。また、評価結果を処遇等に反映するとともに、被評価者への適切なフィードバックにより改善の取組につなげるための仕組みを構築する。

(ロ) 授業評価

学生による授業評価を全学で実施し、その結果を学生にフィードバックするとともに、それを踏まえて、授業内容等を改善する。また、効果的な改善が図られるよう、授業評価の方法を不断に見直す。

(ハ) 教員研修

- ① 教員自ら教育の内容や方法の改善に向けて自己研鑽に努めるとともに、アクティブ・ラーニングを進めるための技法などについて全学的・継続的にファカルティ・ディベロプメント (FD) (教員の集団教育研修) を実施する。
- ② 各学部・研究科は、教員研修等の機会を設けるなど、それぞれの専門教育を教授する教員の能力・資質の維持向上を図るための措置を講ずる。

**ハ 教育環境の整備**

- (イ) 施設設備の更新・改修を計画的に実施し、学生のアメニティ向上に配慮した教育環境の向上を図る。
- (ロ) 図書館の館内環境の整備、部局特性を踏まえた多様かつ特徴的な蔵書・コレクション、電子化等による適切な情報保管・流通の効率性・機動性の向上、情報ネットワークの整備・

安定稼働等を進めることにより、効果的な学術情報・教育環境基盤を提供する。

- (ハ) eラーニングによる英語の自学自習システムの運用を継続するとともに、国際交流・留学生センターにおいて、視聴覚教材、書籍、TOEFL等の試験用教材などを充実させるほか、海外留学に関する相談窓口の設置、留学プログラムの紹介など、英語を中心とする語学力の向上や学生の留学支援のための環境を整備する。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

##### イ 学修支援

- (イ) チュートリアルシステムの導入など、特に1、2年次の学生が身近に学修相談できる体制を整備する。また、オフィスアワー制度の運用を見直し、学生が直接質問できるようにする。
- (ロ) 学生生活委員会、各学部・研究科の学生委員会、健康支援センター（保健室、学生相談室）、キャリア開発センター等、学生の相談に当たる部署が連携し、長期欠席者など履修上に課題のある学生に対する相談体制を強化する。
  - 【数値目標・各学部・毎年度】
  - ★休学率(年人数/収容定員) 2%以下
  - ★退学率(年人数/収容定員) 1%以下
- (ハ) 学生が自らの学修成果を点検・自己評価することで自律的・主体的に学修習慣を改善し、また、教員が情報を把握してきめ細かな教育・指導を行うため、学修ポートフォリオを適切に運用すること等により、大学教育の質的転換を進める。
- (ニ) 教育課程を編成する上で必要に応じ履修モデルを設定する。また、その効果を検証し、継続的に見直しを行う。

##### ロ 生活支援

- (イ) 学生の心身の健康を守るため、専門家による相談体制を充実させるとともに、学生生活委員会、各学部・研究科の学生委員会、健康支援センター（保健室、学生相談室）、キャリア開発センター等が密接な連携を保ち、かつ、キャンパス間の連携にも配慮して、適切な学生対応を行う。
  - また、キャンパス内禁煙の移行期間を終了して完全実施するため、喫煙者への禁煙教育を進めるほか、近隣に影響を及ぼさないよう体制を整備する。

##### 【目標年度】

★キャンパス内完全禁煙の実施（平成32年度）

- (ロ) 外国人留学生、社会人学生、障害のある学生など、特別な支援を必要とする学生に対し適切な対応を行うため、対象となる学生のニーズ等の把握に努めるとともに、当該学生に対する支援が適切に行われているか等を分析し、不十分なものについては改善を行う。
- (ハ) 経済基準及び学業成績基準により、引き続き授業料の減免措置を講ずるほか、各種奨学資金情報を収集し、学生への周知をきめ細かに行う。

##### ハ 就職支援

- (イ) キャリア開発センターの活動を強化し、企業等の協力を得て大学主催の業界・医療機関に関する研究セミナーやガイダンスを開催することにより、学年進行に対応した指導を充実する。
- (ロ) 日常的な学修を通じて企業や社会から求められる人材を育成する教育プログラムや研究成果の社会還元の実績などを積極的にアピールし、「就活のいらぬ大学」の実現を目指す。
- (ハ) 就職関連のデータベースや人的ネットワークを学内で共有し、後援会やOB・OGとの連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供など、学生の多様な進路

選択を可能にするための支援に取り組む。

- (ニ) 就職先における卒業生の評価を人事担当者からのヒアリング等により把握し、その結果を踏まえ、教育指導や就職支援の在り方の改善につなげる。

**【数値目標・毎年度】**

- ★看護師国家試験新卒合格率 100%
- ★保健師国家試験新卒合格率 100%
- ★就職率(文部科学省基準, 各4月1日)
  - ・看護学部 100%
  - ・事業構想学部 100%
  - ・食産業学部 100%

- (ホ) 大学院研究科においては、キャリア開発担当及び指導教員が、新規就職や職場復帰について、能力・資格に応じた適切な進路指導・就職支援を行う。

## 二 社会人・留学生への支援

- (イ) 社会人学生の多様な生涯学習ニーズに応えるため、休日・夜間における開講、他の教育機関や産業界との連携等により教育環境を整備し、社会人の「学び直し」の機会を拡充する。
- (ロ) 外国人留学生の勉学意欲を高め、留学生受入れの一層の推進を図るため、教員宿舎の貸与や独自の奨学制度を検討するとともに、国費留学生等の積極的な受入れを行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

#### イ 研究の方向性

- (イ) 地域社会のニーズに対応した研究テーマを設定し、実践的かつ課題解決型の研究を推進する。
- (ロ) 大学の研究力を生かし、東日本大震災からの創造的復興に貢献するため、被災地の実態やニーズ、県及び市町村の震災復興計画等に即応した研究を積極的に推進する。
- (ハ) 学部・研究科内の研究にとどまらず、本学の異なる専門分野の連携と融合による宮城大学ならではの優位性・独自性を有する研究成果を創出する。
- (ニ) 企業や自治体と連携して、地域産業の活性化や住民の生活の向上に資する研究に取り組む、地域社会の発展に寄与する。

**【数値目標・目標年度】**

- ★共同研究・奨学寄附金・受託研究数  
52件(平成25年度)→70件(平成32年度)

#### ロ 研究水準の向上

- (イ) 学術誌(レフリード・ジャーナル)への論文掲載や学会発表などの実績を積み上げ、本学教員の研究に対する社会的評価を確立するとともに、研究発表会及びインターネット上のリポジトリなどにおいて研究成果を発表し、研究活動の活性化を図る。
- (ロ) 教育力及び社会貢献力の源泉である研究水準を向上させるため、合理的で信頼性のある研究評価の在り方を検討する。

#### ハ 研究成果の地域社会への還元

- (イ) 地域連携センターの企画・調整機能を高め、各部局における産学官連携ネットワーク及び知的財産も活用して大学と産業界との交流・連携を促進する。
- (ロ) 地域社会に開かれた大学として、その有する研究成果をウェブサイトにより情報発信するほか、自治体や企業との共同研究、シンポジウム・セミナー等を通じて地域に還元する。

(ハ) 地域連携センターを中心として、自治体や企業との共同研究等を推進し、技術移転や社会貢献につながる研究成果の知的財産化を促進する。

## (2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### イ 研究の実施体制

(イ) 研究委員会及び地域連携センターを中心として、民間企業や試験研究機関との連携や外部資金の獲得等を推進するためのコーディネートなど、研究業務の支援機能を向上させる。

(ロ) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にのっとり、教職員及び学生一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持って行動するよう、コンプライアンス教育の強化など不正の事前防止に向けた取組を促進するとともに、不正行為に対し迅速・的確に対応するために必要な規程や体制の整備を進め、組織的な内部統制機能を確立する。

(ハ) 施設や備品を計画的・効率的に維持管理するとともに、外部資金による機器等の整備を進める。

### ロ 研究費の配分

(イ) 一般研究費は、研究内容や研究成果を審査するほか、教育活動や学内外の各種業務への取組状況なども総合的に評価し、傾斜配分額に反映させるなど、より競争的かつ公平に配分する制度を構築する。

(ロ) 海外研究費及び指定研究費は、研究費審査会の審査に基づき、研究実績や外部資金の獲得状況なども考慮して配分する。

(ハ) 国際学会等発表旅費は、国際学会発表のプライオリティを基準に、より多くの教員が配分の機会を得られるよう配慮して対象者を決定する。

(ニ) 被災地の創造的復興に向けて、本学の研究力を発揮する研究活動に対し特別研究枠を設け、重点的に研究費を配分する。

(ホ) 海外研究費及び指定研究費による研究については、成果発表会を開催する。一般研究費による研究については、研究委員会で成果を点検する。

### ハ 研究者の配置

研究業績の厳密な審査や研究成果に係るプレゼンテーションを実施するなど、教員の選考方法を改善し、より研究力の高い教員を配置するとともに、若手教員の指導体制の強化、国内外の研究機関・企業・地域との協働などを通じ、研究者の鍛錬と質の向上に取り組む。

## 第2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

#### (1) 地域社会への貢献

イ オープンキャンパスや県内を中心とした高等学校訪問など積極的かつ効果的な広報活動により、アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果について幅広く周知する。

(第1-1-(1)-イ-(ロ)再掲)

ロ 推薦入試では、県内の高等学校等には県外の場合より多くの推薦人数を認めるなど、引き続き地元の人材育成に配慮するとともに、今後の入試制度改革の動向に留意して地域社会への教育機会の提供の在り方を検討し、必要な改善を行う。

ハ 県内の病院や企業などにおける実習、インターンシップを行うとともに、フィールドワークや県内全域における体験・体感型学修などを積極的に導入し、地域社会に貢献できる人材育成に資する。

ニ 地域の卓越した教育研究拠点として、生涯を通じた学びに貢献するため、大学院への社会

人の受入れ等を積極的に進める。

ホ 大学の連携・協働の窓口としての地域連携センターの機能を充実強化し、公開講座やシンポジウムの開催、共同研究・地域課題に対する技術指導・情報提供など、大学の教育研究資源を活用した地域貢献を行う。

【数値目標・目標年度】

★公開講座・シンポジウム等の開催数

(学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス公開講座も含む。)

46回(平成25年度)→50回(平成32年度)

へ 図書館の利用時間の延長や大学施設の地域への開放など、サービスの拡大を図る。

## (2) 産学官の連携

イ 宮城県をはじめ、既に協定を締結している宮城県中小企業団体中央会などの民間企業・団体や自治体等との連携を充実強化するとともに、他の民間企業・団体や自治体等との連携を積極的に進める。

【数値目標・目標年度】

★市町村等との連携協定数

15件(平成25年度)→20件(平成32年度)

ロ 地域連携センターの地域振興事業部において、自治体、企業等を対象にした受託調査研究事業や各種補助事業等を行う。

【数値目標・目標年度】

★地域振興事業部調査研究の受託(補助)件数

7件(平成25年度)→10件(平成32年度)

ハ 宮城県基盤技術高度化支援センター(KCみやぎ)のメンバーとしての活動を通じて、共同研究や受託研究を進める。

## (3) 大学間及び高等学校との連携

イ 学都仙台コンソーシアムへの参画による単位互換の実施などにより、大学間の連携を強化する。

ロ 兵庫県立大学との連携のもと、地域社会の担い手となる「コミュニティ・プランナー」育成のための実践的教育課程を構築する。

ハ 高等学校との意見交換などにより、次代を担う世代の育成に向けた有効な高大連携方策を検討する。

## 2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

### (1) グローバル化を推進するための教育環境整備

イ 外国人教員の配置など、国際交流・留学生センターの組織体制を強化するとともに、グローバルな視点を加味した教育・研修プログラムの充実に努め、地域社会の活性化を担うグローバル人材を育成する。

ロ 主催事業を積極的に開催し、ウェブサイト等を活用した情報発信に努めるとともに、海外大学の情報収集や国際交流推進に係る競争的資金について積極的に情報収集・獲得すること等により、学生・教職員の国際交流の推進を図る。

### (2) 海外大学等との連携

イ 交換学生の授業料免除、単位認定や共同研究、本県企業と海外大学との共同研究への支援など、実効性を重視した大学間協定締結を推進する。

ロ 協定校等との連携による教育研究活動を通じた取組及び成果等を情報発信するため、国際シンポジウム等を開催する。

### (3) 留学・留学生支援



イ 外国人留学生を対象とした特別入学枠の長期的な目標（30%）を視野に入れ、受入体制の改善を検討する。

ロ 外国人留学生の勉学意欲を高め、留学生受入れの一層の推進を図るため、教員宿舍の貸与や独自の奨学制度を検討するとともに、国費留学生等の積極的な受入れを行う。

（第1-1-(4)-ニー(ロ)再掲）

ハ eラーニングによる英語の自学自習システムの運用を継続するとともに、国際交流・留学生センターにおいて、視聴覚教材、書籍、TOEFL等の試験用教材などを充実させるほか、海外留学に関する相談窓口の設置、留学プログラムの紹介など、英語を中心とする語学力の向上や学生の留学支援のための環境を整備する。

（第1-1-(3)-ハー(ハ)再掲）

### 3 東日本大震災からの復旧・復興支援に関する目標を達成するための措置

(1) 国、民間企業等からの補助金・寄附金を活用し、関係自治体との連携を密にとりながら、まちづくりや生活不活発病予防の取組等を積極的に展開することにより、被災地の早期復旧・創造的復興を支援する。

(2) 被災地の創造的復興に向けて、本学の研究力を発揮する研究活動に対し特別研究枠を設け、重点的に研究費を配分する。

（第1-2-(2)-ロー(ニ)再掲）

(3) 震災後、内容充実及び新規導入を行った災害対応の各種プログラムについて、教育内容・方法の検証を重ね、更なる充実及び実践力の向上を図る。

(4) 被災した学生に対する授業料の減免について、地方交付税措置を背景として継続するとともに、今後の災害への備えとして、教職員・学生に対し安否確認システムの活用徹底を図る。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

#### (1) 理事長を中心とする運営体制の構築

イ 理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる組織環境を整備するため、それを支える役員構成、事務部の組織体制等について不断の検証を重ね、必要に応じて見直しを行う。

ロ 各役員の権限と責任を明確化するとともに、理事会、経営審議会、教育研究審議会の機能、役割分担を明確にした上で、定期的な開催等により連携を密にし、法人としての迅速な意思決定ができる体制を構築する。

ハ 教授会の審議事項を精選し、教育研究審議会との役割分担を明確にする。

ニ 内部監査の所管を明確化するとともに、機能充実を図るための監査実施体制を構築する。

ホ 教職員がそれぞれの専門性を発揮するとともに、教員と事務職員との間の連携を強化し、一体となって業務運営の効率化を図る。

また、大学の運営に当たっては、教育・研究の充実、雇用も含めた教育環境の整備など様々な面から、学内の男女共同参画を推進する。

#### (2) 戦略的な予算等の配分

地域に貢献するプロジェクトやグローバル化を促進する取組、また、成果に応じた研究費の配分など、戦略的な観点から予算や人員を重点的に配分するシステムを構築する。

#### (3) 学外の有識者等の登用

イ 財務、産学連携など、専門性の高い分野を担当する理事等に学外の有識者等を登用する。

ロ 経営審議会の委員に、経営に関する有識者、民間企業経験者等の学外者を積極的に登用する。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究に関するニーズや社会環境の変化を見据え、常に学部・研究科・各種センター等の実績・評価結果等を踏まえた改革を検討し、中・長期的な展望に立った教育研究組織の再編を行う。

### 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- (1) 優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、客観的で公平性・信頼性の高い適正な評価制度を確立し、その評価結果を人事や給与に反映させるなど、教職員にインセンティブが働く人事制度を構築する。
- (2) 教員については、大学の諸機能の充実、効率化及び活性化を図る観点から、任期制や特任教員、裁量労働制など、多様な雇用・勤務形態を効果的に活用するとともに、能力等に応じた年俸制への移行を図る。
- (3) 事務職員については、段階的に法人独自に職員（プロパー職員）を採用し、その割合を事務職員全体の85%まで引き上げるとともに、各種研修の受講促進、キャンパス間人事異動、他大学との人事交流等を通じ、基礎的、専門的な資質向上及び組織の活性化を図る。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- (1) 事務組織について、各部門の権限と責任を明確化するとともに、あらゆる課題に適切かつ柔軟に対応できる機動性を備えたものとなるよう、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 各種事務処理の合理化・効率化を図るため、事務処理マニュアルや各種システムの稼働状況等について不断の検証を重ね、必要に応じて見直しを行う。

## 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

#### (1) 外部資金の獲得

- イ 科学研究費補助金や受託研究などの外部研究資金の獲得に向けて、公募情報の周知や申請の奨励、教員の研究内容の広報等に努める。
- ロ 地域連携センターを中心に収集した国、自治体、財団、民間等の外部研究費等に関する情報を学内で共有し、外部資金の獲得増に努める。

【数値目標・目標年度】

★外部資金獲得総額

1億8,172万円（平成25年度）→2億5,000万円（平成32年度）

#### (2) 自己収入の確保

- イ 高等学校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を積極的に行い、数多くの受験生を確保することにより、優秀な学生の獲得及び自己収入の安定的確保を図る。
- ロ 学生納付金の収納方法の見直しや個別相談を行い、確実な収入確保に努める。
- ハ 社会情勢及び他の国公立大学の動向等を踏まえ、定期的に授業料等各種料金設定の適正化を検証する。

### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- (1) 役職員一人ひとりが経費抑制の意識を持って行動し、節水・節電及び電子メールの活用等による管理的経費の削減や消耗品費の節減を周知・徹底する。
- (2) 一括発注、複数年度契約などによるコスト削減により費用を抑制する。
- (3) 委託がより適切な業務は業務委託（アウトソーシング）を積極的に活用する。
- (4) 組織の見直しと職務能率の向上を図り、人件費の縮減に努める。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 定期的な資産の点検を行い、適切に維持管理し、有効活用を図る。
- (2) 余裕資金の管理運用に当たっては、安全性・確実性に配慮する。

## 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置

- (1) 大学運営を自主的・自律的に改善し、向上させるために、組織的かつ厳正な自己点検・評価を継続的に実施する。
- (2) 認証評価機関による第三者評価に向け、平成30年度に自己点検・評価を実施し、その結果について客観的な評価を行うものとして、平成31年度に第三者評価を受審する。
- (3) 自己点検・評価や第三者による評価の結果は、経営審議会及び教育研究審議会や理事会で十分に内容を検討し、改善すべき点については適切な改善策を講ずる。
- (4) 評価の結果及び改善策については、大学の業務運営の向上に役立てるとともに、ウェブサイトなどにより公表する。

## 2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

- (1) 法人の活動情報を積極的に発信し、県民への説明責任を果たすと同時に、大学の認知度の向上に向けた戦略的な広報活動を展開する。
- (2) 戦略的な広報活動の実現に向け、ウェブサイトのアクセス分析体制を強化するなど、効果的・効率的な広報体制を確立する。
- (3) 平成29年度に迎える大学創立20周年に際し、県民をはじめ多くの人々にとって宮城大学がより身近な存在となるよう、記念事業を企画し、及び実施する。

## 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- (1) 土地建物などの活用状況の点検・評価を行い、有効利用を図る。
- (2) 施設の整備及び老朽化に伴う修繕・改修に当たっては、管理体制を含め、中・長期的な視点で計画的に整備する。
- (3) 設備の更新に当たっては、財政負担及び省エネルギー等に配慮するとともに、学生参加型による、環境と共生し調和するエコキャンパスづくりを推進する。
- (4) 施設設備の維持管理については、必要の都度管理規程を見直ししながら、適切かつ効率的に行う。

### 2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- (1) 労働安全衛生法等関係法令を踏まえ、関係規程等を整備し、学生及び教職員の安全衛生管理体制を確立する。
- (2) 災害及び犯罪等の不測の事態に備え、対応マニュアルの周知徹底を図るとともに、定期的な研修・訓練を実施する。
- (3) 情報セキュリティポリシー等を整備し、情報管理を徹底するとともに、情報セキュリティ教育を徹底する。
- (4) 毒物・劇物その他の危険を伴う薬品は、管理責任者が一元管理するとともに、教育研究活動によって生じる廃棄物を適切に処理する。

### 3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- (1) セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権侵害を防止するため、人権侵害の防止等に関する規程などを整備するとともに、相談窓口の機能強化を図る。  
また、研修会等を通じて、人権侵害防止について周知徹底を図る。
- (2) 上記の人権侵害等及び役職員の非違行為に対しては、迅速かつ一層の厳正な処置を行う。

## 第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 予算（平成27年度～平成32年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,875
授業料等収入	7,098
受託研究費等収入及び寄附金	674
施設整備補助金	0
補助金	109
その他収入	311
目的積立金等取崩	173
計	22,240
支出	
教育研究費	14,749
（うち人件費）	(10,121)
一般管理費	6,290
（うち人件費）	(3,239)
施設整備費	1,201
補助金	0
計	22,240

《参考》

#### 【人件費の見積り】

中期目標期間中、総額13,360百万円を支出する。

※1 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。

※2 退職手当については、公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、措置される額は、各事業年度の予算編成過程において算定される。

#### 【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝人件費＋事業費＋管理運営費＋（法人化に伴う新規経費）＋修繕費－自己収入

※1 運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。

項 目	内 容
人件費	職員給与，非常勤職員報酬 等
事業費	入学試験費，教育実験実習費，研究費，各センター運営費 等

管理運営費	庁舎管理経費, 光熱水費, 事務局経費 等
(法人化に伴う新規経費)	常勤役員給与等の人件費, 各審議会の事務費, 財務会計システム運営費等の管理運営費
修繕費	建物設備維持管理経費, 実験実習機器保守点検 等
自己収入	授業料等の学生納付金, 受託研究費等の外部資金 等

※1 事業費及び管理運営費（一部を除く。）については、平成28年度から平成32年度までは、平成27年度をベースに、それぞれ前年度マイナス1%の効率化係数が適用される。

※2 大規模修繕費については、所要額を個別に算定し、宮城県の財政状況を勘案した上で、別途協議される。

## 2 収支計画（平成27年度～平成32年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	22,541
経常費用	22,541
業務費	21,952
教育研究経費	3,945
受託研究等経費	404
人件費	13,360
一般管理費	4,243
財務費用	19
雑損	0
減価償却費	570
臨時損失	0
収入の部	22,541
経常収益	22,541
運営費交付金収益	13,926
授業料等収益	7,098
受託研究等収益（寄附金を含む。）	796
財務収益	0
雑益	311
資産見返負債戻入	301
資産見返運営費交付金等戻入	91
資産見返物品受贈額戻入	210
補助金収益	109
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

### 3 資金計画（平成27年度～平成32年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	22,240
業務活動による支出	19,901
投資活動による支出	1,674
財務活動による支出	665
次期中期目標期間への繰越金	—
資金収入	22,240
業務活動による収入	22,240
運営費交付金収入	13,875
授業料等収入	7,098
受託研究等収入	783
その他収入	484
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	—

#### 第8 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

5億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

#### 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

#### 第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

#### 第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第5条第1号から第3号関係）

##### 1 積立金の処分にに関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

##### 2 人事に関する計画

教員については、大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を、

人件費も念頭に置きながら、年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。

事務職員については、法人職員（プロパー職員）の採用を積極的に進めるとともに、本学を円滑に運営するため、専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。

### **3 施設設備に関する計画**

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、宮城県の財政状況に応じて協議の上、決定する。